⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。

①　平成15年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

１）特定建設工事共同企業体の代表者　特定建設工事共同企業体の代表者は下記の㋐、㋑全ての要件を満たす施工実績を有すること。なお、㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

㋐　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の施工実績を有すること。

㋑　硬岩の掘削又は切土の土量が5,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

２）特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員　特定ＪＶの代表者以外の構成員は下記の㋐の要件を満たす施工実績を有すること。

㋐　掘削又は切土の土量が5,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　特定ＪＶの各構成員は、それぞれ、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び上記６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「小田川付替え南山掘削他工事○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 30 年 12 月 14 日

気象庁総務部長　坪井　史憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　導入計画物品及び数量

地震活動等総合監視システム　一式

⑶　調達方式　借入等

⑷　導入目的　本システムは、地震活動等に関するデータを解析し、その解析結果をもとに津波警報や緊急地震速報などの、極めて重要な情報を発表するシステムである。

⑸　導入予定時期　平成32年度第３・四半期以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　地震活動等総合監視システムは、「仮想マシン稼動環境」で構成される気象庁情報システム基盤に搭載することを計画している。

②　緊急地震速報は、地震を検知した直後に観測点から送信されてくるデータを瞬時に解析し、情報を発表する必要がある。

③　②項で作成された緊急地震速報は、日本放送協会や国の行政機関等に対し、一瞬の遅滞もなく確実に配信する必要がある。

④　全国の地震計等から毎秒送信されてくる大量の連続データに対して、遅滞なく実時間以内に処理を完了させる必要がある。

⑤　津波伝搬計算を並列計算技術を用いて実行する。

２　資料及びコメントの提供　上記１⑵の物品に関して、上記１⑹の要求要件を満たす提案について、以下の項目を含めて具体的に説明した資料及びコメントの提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成31年１月25日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8122 東京都千代田区大手町１－３－４　気象庁地震火山部管理課地震津波監視システム企画調整官　塩津　安政　電話03―3212―8341　内線4505

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成30年12月14日から平成31年１月25日

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be procured : Earthquake Phenomena Observation System 1 Set

⑶　Type of the procurement : Rent

⑷　Basic requirements of the procurement :

①　The Earthquake Phenomena Observation System is planned to be implemented in the JMA Information System Infrastructure, which is composed of “virtual machine deploying environment”.

②　As Earthquake Early Warnings (EEWs) need to be issued quickly, instantaneously analyzing the data is required. This data is telemetered from seismometers right after detecting an earthquake.